

# 業務指示書（小規模）

## エルサルバドル国エネルギー分野に係る情報収集・確認調査

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構（JICA）（以下「機構」という。）が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2013年9月4日 12時 まで

問合せ先： 調達部契約第一課 木戸 正巳 Kido.Masami@jica.go.jp

質問に対する回答： 2013年9月9日 までに機構ホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

### 第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、共同企業体の結成を認める場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

#### 1 共同企業体の結成の可否

認めません。

認めます。

認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

### 2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の3/4まで補強を認めます。

【業務主任(総括)について】

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

( ) 業務主任者(総括)について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

( ) 次の団員については補強を認めません。

( ) 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

- |   |
|---|
| <p>注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。</p> <p>注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。</p> <p>注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。</p> <p>注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。<br/>評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。</p> <p>注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。</p> <p>注6) 通訳団員については、補強を認めます。</p> |
|---|

### 3 外国籍人材の活用

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 外国籍人材の活用を認めます。

- ( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。
- ( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・日本国法令に基づき設立された内国法人(外資系を含む。)に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・内国法人が外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材で、いずれかの外国法人に在籍するもの又は個人コンサルタント

## 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

### 1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 当該業務実施上のバックアップ体制（本邦／現地）
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：エネルギー分野に係る各種調査

### 2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容（国内及び現地）
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) (1)と(2)を併せた記載分量は、40ページ以下としてください。

( ) (1)と(2)を併せた記載分量は、10ページ程度としてください。

(○) (1)と(2)を併せた記載分量は、10ページ程度としてください。

注) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めません）。副業務主任者は1名を上限とする。上記、「2 業務の実施方針等、(4) 要員計画」においては、業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループとしての配置計画を立案・記載することとし、業務主任者と副業務主任者の個々の配置計画の記載は不要とする。

#### (2) 業務主任者（／副業務主任者）の経歴

以下(3)に掲げる項目に加え、総括責任者として必要な経験、能力等について記載して下さい。

#### (3) 評価対象業務従事者（評価対象者のみ）の経歴

- 1) 類似業務の経験
- 2) 海外業務の経験

- 3) 対象国（エルサルバドル及びその他全途上国）での業務の経験
- 4) 語学能力（語学は認定書（写）を添付）（英語またはスペイン語）
- 5) 学歴、業務歴、取得学位、資格等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 研修受講実績
- 7) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

## 第6 プロポーザルの提出手続き等

### 1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2013年9月13日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部  
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

### 2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

## 第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含む）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

- ( ) 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
- ( ) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- ( ) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。  
業務指示書別紙「第3 業務実施上の条件」の「5. 現地再委託」にかかる経費
- ( ) 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険（戦争危険担保特約）あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

( ) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

( US\$1 = 98.100 円 , EUR1 = 130.100 円)

## 第8 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。但し、技術評価の結果、各プロポーザル提出者の技術評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点の差が第1位の者の技術評価の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

#### (1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

業務主任  
省エネルギー  
地方電化／小水力

#### (2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

12.40 M/M

### 2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2013年9月27日(金)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

### 3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

#### (1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

## (2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の経験・能力
- ②本件業務の実施方針
- ③業務主任者及び業務従事者の経験・能力

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

・技術評価点の差が僅少で見積価格を加味した場合には、価格点と技術評価点を合わせた合計点を公表する。

## 第9 その他

### 1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

### 2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

### 3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

### 4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

### 5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

### 6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

#### (1) 「プロポーザル作成要領」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成要領」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

#### (2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index.html))

#### (3) 規定：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「規定」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

#### (4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

## 7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

## 8 本体事業からの排除

以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。

( ) 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

以上

## (補足説明)

### 1. プロポーザル提出様式の変更について

(1) プロポーザルの提出様式については、環境配慮の観点から、従来の2穴バインダー（2穴リング式）綴じから紙製のフラットファイル綴じとします。

### 2. 契約変更手続きについて

#### (1) 要員計画の確定・変更

##### ● 契約変更が必要な事項

- ア. 契約時の総人月が増える場合
- イ. 業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）の交代
- ウ. 増額の必要が生じる場合

##### ● 打合簿の作成が必要な事項

- ア. 業務従事者（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）以外）の交代
- イ. 業務従事者間または同一業務従事者自身の現地作業と国内作業の人月の振替（業務主任者（総括）・副業務主任（副総括）を含む）
- ウ. 未定の業務従事者（評価対象外業務従事者）の資格要件の確認
- エ. 未定の業務従事者（評価対象外業務従事者）の確定
- オ. 渡航回数の変更又は業務従事者間の渡航の振替

##### ● 打合簿を省略できる事項（担当事業部に報告）

- ア. 現地調査従事予定日（業務計画書では目安）の確定、変更
- イ. 業務従事者間または同一の業務従事者の現地作業人月の変更（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）を含む。ただし、航空賃を除いた旅費全体額、直接人件費（現地作業分）、その他原価、一般管理費等及び総人月を超えない範囲に限る。）
- ウ. 業務従事者間または同一の業務従事者の国内作業人月の変更（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）を含む。ただし、直接人件費（国内作業分）、その他原価、一般管理費等及び総人月を超えない範囲に限る。）

#### 【留意事項】

- ・〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕の費目間流用はできず、〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕のそれぞれの費目において増額の必要が生じる場合は、以下(3)のとおり契約変更を行う。
- ・異なる格付けの業務従事者間の人月の振替に関しては、旅費及び直接人件費、その他原価、一般管理費等の増減に留意する。また、同じ業務従事者であっても、国内作業と現地作業とを振り替えることにより旅費及び直接人件費、その他原価、一般管理費等が増額になる可能性があるため、同様に留意する。
- ・業務従事者の交代・確定にあたっては、変更後の従事者の履歴書（評価対象業務従事者）または業務従事者名簿（評価対象外業務従事者）を打合簿に添付する。
- ・同一業務従事者の現地作業と国内作業との振替については、それぞれの業務内容の増減を確認し、必要に応じてその内容及び理由を打合簿にて確認する。

#### (2) 費目間流用

〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕の費目間の流用はできない。ただし、〔直接経費〕内の費用に関しては、状況により費目間の流用が可能な場合がある。

#### (3) 打合簿または契約変更による契約金額増減の手続き



●変更により契約金が増額になる場合

ア. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額を超える場合

(ア)業務指示書に基づく変更プロポーザル及び見積書の提出

(イ)契約交渉

(ウ)変更契約書締結による変更承認

イ. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額以下の場合

(ア)打合簿による変更承認（調達部契約課の合議が必要）

(イ)変更契約書締結

●変更により契約金額が減額になる場合

ア. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額を超える場合

(ア)業務指示書に基づく変更プロポーザル及び見積書の提出

(イ)契約交渉

(ウ)変更契約書締結による変更承認

イ. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額以下

(ア)精算時戻入

【留意事項】

- ・契約履行期間を変更する場合は、契約金額の変更の有無にかかわらず、必ず契約変更を行う。

以上

プロポーザル評価表

エルサルバドル国エネルギー分野に係る情報収集・確認調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 当該業務実施上のバックアップ体制 (本邦/現地)	4.00	
2. 本件業務の実施方針	(30.00)	
(1) 業務指示書の理解度	3.00	
(2) 業務方針的確性	9.00	
(3) 業務方法、作業計画の業務方針との整合性、現実性等	12.00	
(4) 要員計画の妥当性	6.00	
(5) その他 (実施設計・施工監理体制)		
(6) 業務主任者によるプレゼンテーション (業務方針的確性、現実性等)		
3. 業務主任者及び業務従事者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	(30.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
1) 業務主任者の経験・能力 業務主任	(30.00)	(24.00)
イ 類似業務の経験	12.00	10.00
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	3.00	2.00
ハ 語学力	5.00	4.00
ニ 業務主任者としての経験及び評価	6.00	5.00
ホ その他学位、資格等	4.00	3.00
ヘ 業務主任者によるプレゼンテーション (専門的資質、表現方法の理論性、説得力、業務への取組意欲等)		
2) 業務管理グループの管理体制	-	(6.00)
イ 業務管理体制	-	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力	(30.00)	
1) 担当事項： 省エネルギー	(15.00)	
イ 類似業務の経験	7.00	
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	2.00	
ハ 語学力	3.00	
ニ その他 学位、資格等	3.00	
2) 担当事項： 地方電化/小水力	(15.00)	
イ 類似業務の経験	7.00	
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	2.00	
ハ 語学力	3.00	
ニ その他 学位、資格等	3.00	
3) 担当事項：	( )	
イ 類似業務の経験		
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験		
ハ 語学力		
ニ その他 学位、資格等		
4) 担当事項：	( )	
イ 類似業務の経験		
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験		
ハ 語学力		
ニ その他 学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

## 【第2 業務の目的・内容に関する事項】

### 1. 背景

エルサルバドルは、電力セクターの効果的な開発促進を目的とした政策と戦略立案に取り組むべく2007年に国家エネルギー審議会（CNE）を設立し、2010年に策定した国家エネルギー政策では、電源構成の多様化、省エネルギーの推進、隣国との広域電力網統合の推進等が重点課題として位置づけられている。2010年現在、エルサルバドルにおける電力供給量は5,650GWh、エネルギー構成は水力36.8%、火力34.9%、地熱25.5%、バイオマス3.2%である一方、電力需要は2026年まで毎年4.7%の割合で増加する見通しであり、これは15年以内に電力需要が倍増することを意味する。さらに、中米地域に目を向けると、米州開発銀行（IDB）が支援を行った中米諸国電力統合システム（SIEPAC）は2013年6月現在、コスタリカにおける32kmの送電網以外、98%の建設を終了しており、エルサルバドルにおける今後の電力セクター開発を検討する上では、エルサルバドル1国だけでなく中米地域全体を俯瞰する必要がある。

このような中、JICAはIDBに対して、年次協議の実施、業務協力協定（MOU）の締結、IDBエネルギー課への連携調査員の派遣、「再生可能エネルギー及び省エネルギーに対する協調融資スキーム」（Cofinancing for Renewable Energy and Energy Efficiency、以下、「COREスキーム」という。）の締結といった連携を行ってきており、エルサルバドルはCOREスキームの対象国の1つとなっている。

IDBは、エネルギー分野における新政権（2014年6月発足）との対話を行うべく、同国におけるエネルギー分野の情報更新を行い、IDBの電力セクター支援ポリシーの土台となる「セクターノート（想定している類似の資料を貸与。【第3 業務実施上の条件】4. 配布資料／貸与資料を参照。）」をとりまとめる予定であり、COREスキームのパートナーであるJICAとの連携可能性を見据え、「セクターノート」をJICAと共同で作成することに前向きである。

このような状況に加えて、エルサルバドル国内では電源多様化のために液化天然ガスの活用検討及び小水力をはじめとした再生可能エネルギーの活用が求められており、再生可能エネルギーについてはJICAが支援したマスタープランでリストアップされた小水力発電の事業化が望まれている。一方、エルサルバドルにおける我が国技術の活用可能性を考慮すると、小水力発電に加えて省エネルギー分野が有望である上、再生可能エネルギーや省エネルギー分野についてはIDBも関心が高い。

以上のことから、JICAは、エルサルバドルにおいてニーズが高く、我が国技術の活用可能性が高いこれらの分野において今後優良・優先プロジェクトを検討するために必要な情報を収集する目的で、IDBと連携の上、本調査を実施することとした。なお、IDBに派遣中のJICA連携調査員がIDB内において、本件に係るJICA（中南米部及びエルサルバドル事務所）への窓口となる。

### 2. 業務の目的

エルサルバドルにおけるエネルギー分野の現状と課題を整理し、円借款を念頭に置いた協力案件の検討を行うべく省エネルギー及び再生可能エネルギー（小水力を想定）の事業化を検討するために必要な情報を収集・整理・分析する。

また、2014年6月に発足するエルサルバドル新政権発足に見越して、本調査をエネルギーセクターにおける政策対話の準備の一端とする。

### 3. 業務の範囲

#### (1) 業務対象地域

エルサルバドル全土、及び、必要に応じて中米地域

#### (2) 相手国関係機関等

政策立案機関：エネルギー審議会（CNE）

登録・規制・市場監視機関：電気通信総監督庁（SIGET）

発電会社：レンパ川水力発電執行委員会（CEL）、LaGeo社等）

送電会社：エルサルバドル送電会社（ETESAL）

配電会社：CAESS等7社

大手需要者：主に公的建造物、公照明及び上下水道公社（ANDA）等公的部門を想定。

### 4. 業務の内容

本調査では、エルサルバドルにおけるエネルギー分野の調査を通じて同分野の現状と課題を「セクターノート」として取りまとめる、併せて、省エネルギー計画及び小水力発電の具体的案件形成のために必要な情報を収集・整理する。

セクターノートとりまとめの調査（以下、「セクター調査」）、及び、セクター調査の内容を踏まえた省エネルギー計画及び小水力の事業化を想定した調査（以下、「事業化調査」）の過程で、ワークショップ等エルサルバドルのエネルギー関係機関から広く意見を聞く場を設けた上で、調査を行うこととする。

また、本調査の過程においてIDBと適宜調査の進捗報告・各種プレゼン・報告書の確認を行うこととする。

#### (1) 国内作業1（10月中旬）

- ①国家再生可能エネルギーマスタープラン等、エルサルバドルのエネルギー分野に係る既存情報の収集とレビューを行う。
- ②エルサルバドルにおける再生可能エネルギー・省エネルギーの位置付け及び上下水道公社等公益事業体を含む公的部門における具体的なエネルギー利用の現状・計画を把握する。
- ③セクター調査及び事業化調査の計画を策定する。
- ④上記①～③を踏まえてインセプション・レポートを作成し、JICAの承認を得る。

#### (2) 現地作業1（米国ワシントンD.C.及びエルサルバドル）（10月下旬～11月上旬）

## 【米国】

- ① インセプション・レポートを IDB に説明し確認を得る。
- ② IDB のエネルギー関係者と実施中及び今後のエルサルバドル向け支援内容について聞き取り調査・意見交換を行う。

## 【エルサルバドル】

- ① セクター調査及び事業化調査の計画を IDB エルサルバドル事務所及び JICA エルサルバドル事務所と共有する。
- ② 現地再委託のローカルコンサルタント（エルサルバドル国内のコンサルタント及び／又は周辺諸国を想定）と共にセクター調査の一部を行う（国内作業 2 の期間にローカルコンサルタントを活用して残りの調査を行う想定）。

### （3）国内作業 2（11 月中旬）

- ① 現地作業 1 の結果をとりまとめ、JICA 本部に対して報告を行う。
- ② セクター調査の進捗を踏まえて、事業化調査の準備を行う。具体的には小水力発電事業化候補サイトのロングリスト（案）、及び、公的部門における省エネ計画の事業化案を作成する。

### （4）現地作業 2（11 月下旬～12 月上旬）

- ① 国内作業 2 の期間に行われた現地再委託の調査結果を確認する。
- ② エルサルバドル関係者に対して「セクターノート」（案）に係るプレゼンテーションを作成し、（必要に応じて JICA/IDB の TV 会議システムを活用の上）IDB 関係者及び JICA エルサルバドル事務所から承認を得る。
- ③ セクター調査結果をエルサルバドル関係者に対して説明し、意見を聴取する。
- ④ 地方電化の小水力発電事業化候補地踏査及びインタビューを通じて、基本情報を収集する。
- ⑤ 省エネ計画策定に必要な情報収集を行う。
- ⑥ 「セクターノート」（案）を IDB 関係者及び JICA エルサルバドル事務所に送付し、（必要に応じて JICA/IDB の TV 会議システムを活用の上）コメントを得る。

### （5）国内作業 3（12 月中旬）

- ① 現地作業 2 の結果をとりまとめ、JICA 本部に対して報告を行う。
- ② 「セクターノート」（案）を JICA 本部に対して説明し承認を得る。

### （6）現地作業 3（1 月中旬～2 月下旬）

- ① 事業化調査の事業化候補地の踏査及びインタビューにより、基本情報を収集する。
- ② エルサルバドル関係者とワークショップを行い、小水力発電事業候補地の優先順位づけ、及び、省エネ計画へのコメント聴取を行う。
- ③ ②の結果をふまえて優先順位の高い事業化案件について、詳細情報（プレ F/S レベル）について調査・収集する（小水力・省エネ各 5～6 案件を想定）。

- ④ IDB（本店及びエルサルバドル事務所）及び JICA エルサルバドル事務所に対して事業化調査の結果を報告する。
- ⑤ 事業化調査の結果を含めたドラフトファイナルレポートを作成し、（必要に応じて JICA/IDB の TV 会議システムを活用の上）JICA 及び IDB に説明の上、コメントを得る。

（7）国内作業 4（3 月上旬）

- ① 現地作業 3 の結果をとりまとめ、JICA 本部に対して報告を行う。
- ② ファイナルレポートを作成し、JICA に対し説明し、承認を得る。

5. 成果品等

（1）業務計画書：

和文 3 部（JICA 中南米部、産業開発・公共政策部、エルサルバドル事務所）

（2）インセプション・レポート：

和文 3 部（JICA 中南米部、産業開発・公共政策部、エルサルバドル事務所）

英文 5 部（JICA 中南米部、産業開発・公共政策部、エルサルバドル事務所、IDB 本部、IDB エルサルバドル事務所）

西文 4 部（JICA 中南米部、エルサルバドル事務所、IDB 本部、IDB エルサルバドル事務所）

（3）第 1 次現地調査結果概要

英文 3 部（JICA 中南米部、産業開発・公共政策部、エルサルバドル事務所）

西文 2 部（JICA 中南米部、エルサルバドル事務所）

（4）第 2 次現地調査結果概要

英文 3 部（JICA 中南米部、産業開発・公共政策部、エルサルバドル事務所）

西文 2 部（JICA 中南米部、エルサルバドル事務所）

（5）セクターノート（案）

英文 5 部（JICA 中南米部、産業開発・公共政策部、エルサルバドル事務所、IDB 本部、IDB エルサルバドル事務所）

西文 4 部（JICA 中南米部、エルサルバドル事務所、IDB 本部、IDB エルサルバドル事務所）

（6）セクターノート（現地作業中にエルサルバドル政府対して行ったプレゼンテーションを含む）

英文 5 部（JICA 中南米部、産業開発・公共政策部、エルサルバドル事務所、IDB 本部、IDB エルサルバドル事務所）

西文 4 部（JICA 中南米部、エルサルバドル事務所、IDB 本部、IDB エルサルバドル事務所）

（7）ドラフトファイナルレポート

英文 5 部（JICA 中南米部、産業開発・公共政策部、エルサルバドル事務所、IDB 本部、IDB エルサルバドル事務所）

西文 4 部（JICA 中南米部、エルサルバドル事務所、IDB 本部、IDB エルサルバドル事務所）

（8）ファイナルレポート（事業化調査の成果品も含む）

- 英文 5 部 (JICA 中南米部、産業開発・公共政策部、エルサルバドル事務所、IDB 本部、IDB エルサルバドル事務所)
- 西文 4 部 (JICA 中南米部、エルサルバドル事務所、IDB 本部、IDB エルサルバドル事務所)
- 和文 3 部 (JICA 中南米部、産業開発・公共政策部、エルサルバドル事務所)
- (9) ファイナルレポート要約
- 英文 5 部 (JICA 中南米部、産業開発・公共政策部、エルサルバドル事務所、IDB 本部、IDB エルサルバドル事務所)
- 西文 4 部 (JICA 中南米部、エルサルバドル事務所、IDB 本部、IDB エルサルバドル事務所)
- 和文 3 部 (JICA 中南米部、産業開発・公共政策部、エルサルバドル事務所)

※ (6) (8) (9) は電子データを CD に格納して併せて提出する。

### 【第3 業務実施上の条件】

#### 1. 業務工程計画

セクター調査の成果品「セクターノート」は2013年12月中旬、事業化調査の成果品は2014年3月中旬の作成を想定する。なお、JICAへの報告とは別に、IDBに対して現地作業の前後で業務の説明・報告等を行い、IDBの考えを聴取し、必要に応じてJICAに確認を行うこととする。

#### 2. 業務量目処と業務従事者の構成

(1) 全体 M/M : 13.6M/M

(2) 想定する業務従事者の構成案

本業務には、以下に示す分野を担当する専門家の配置を想定するが、コンサルタントは、業務内容を考慮の上、適切な専門家の配置をプロポーザルにて提案することとする。

- 1) 業務主任 : (2号)
- 2) 省エネルギー : (3号)
- 3) 地方電化/小水力 : (3号)
- 4) 液化天然ガス導入 :

業務実施上必要に応じ、通訳(日本語又は英語⇔西語)を業務補助員として現地又は第三国から傭上することを可とする。(経費は見積に含めること)

#### 3. 対象国の便宜供与 特になし。

#### 4. 配布資料/貸与資料

Power Sector Update and Revision Study Final Report (March 22, 2010)  
JICA

## 5. 現地再委託

本調査では、省エネ診断、及び、小水力分野における事業化候補地における事業調査について、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO・現地施工業者等に再委託して実施することを認める。

その他、現地再委託することにより、業務の効率、精度、室などが向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO等に再委託して実施することを認める場合がある。現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案すること。

現地再委託にあつては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施・監督方法等につき、可能な範囲でより具体的な提案を行うこと。

以上